

◆市役所代表番号◆

☎ 58-2111 (伊奈庁舎・谷和原庁舎共通)

※旧谷和原村役場の番号(☎ 52-3141)にかけてもつながりますが、谷和原庁舎への直通電話ではありません。(最初に伊奈庁舎の電話交換室につながり、その後各課に転送されます。)

・ファミリー日誌 (B5版) 1400円
・新農家暦 (A5版) 360円

※この価格は予約価格なので、通常価格とは異なります。

▼申込期限 11月15日(水)

【問】市伊奈庁舎企画政策課

☎ 58-2111 (内線1241)

特設人権相談所 無料相談

家庭内の問題、いじめ、同和問題、セクハラ、近隣関係、相続など、心配ごとや困っていることがありますしたら、お気軽にご相談ください。
プライバシーは厳守されます。

▼日時 12月5日(火) 午前10時
～午後3時

▼会場 谷和原保健福祉センター

【問】市伊奈庁舎社会福祉課

☎ 58-2111

(内線1153、1154)

女性の人権ホット ライン強化週間

人はみな人権があります。それぞれが個人として人権を尊重されなければなりません。

しかし、残念ながら女性に対する人権侵害が依然として発

生しており、大きな社会問題となつています。茨城県人権擁護委員連合会は、平成12年度から悩みを持った女性が気軽に相談できる専用の電話相談窓口を設けました。

それが「女性のホットライン」です。職場における男女差別やセクハラ、夫やパートナーからの暴力、ストーカーなど、女性に対するあらゆる人権侵害について相談を受け付けていますので、気軽にお電話ください。

▼日時 11月13日(月)～19日(日)

午前8時30分～午後7時20分

(土・日は午前10時～午後5時)

▼相談員 女性の権利擁護委員

▼電話番号

☎ 0570-070-810

【問】水戸地方法務局人権擁護課

☎ 029-227-9919

労働力調査のお知らせ

「労働力調査」は、法律で定められた統計調査で、我が国の就業の状況を調べる調査です。

この度、市内において労働力調査が実施されます。知事から委嘱された調査員が、調査対象地区内の各世帯に名簿づくりのために伺います。この名簿をもとに調査世帯を選ばせてい

たきます。

労働力調査の内容を他に漏らすことや、目的外に使用することは固く禁じられていますので、調査にご協力いただいた世帯に迷惑がかかることはありません。ご協力をよろしくお願ひします。

【問】県企画部統計課

☎ 029-301-2649

茨城最低賃金が改定 になりました

茨城労働局では、県下の全産業、全労働者に適用される茨城県最低賃金を時間額655円(引上げ額4円)に改定しました。この最低賃金は、仮に使用者と労働者の双方が合意した上であっても、最低賃金未満の賃金は無効とされ、最低賃金と同額の契約をしたものとみなされます。

【問】茨城労働局労働基準部賃金室

☎ 029-224-6216

個人事業税の納税は 11月30日までに

個人で事業を行っている方に納税していただく個人事業税(第2期分)の納期限は11月30日です。県税事務所または最寄

りの金融機関(銀行・郵便局・信用組合など)で納期限までに必ず納税してください。

【問】土浦県税事務所収税第一課

☎ 029-822-7205

知っていますか 建退共制度

この制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」という法律により、国がつくった退職金制度です。

▼加入できる事業主 建設業を営む方

▼対象となる労働者 建設業の現場で働く方

▼掛金 日額310円

▼特徴

・国の制度なので、安全、確実、申込手続きは簡単です。
・経営事項審査で加点評価の対象となります。

・掛金の一部を国が助成します。
・掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。

・事業主が変わっても、退職金は企業間を通算して計算されます。

【問】建設業退職金共済事業本部

茨城支部

☎ 029-221-5126